

第 2 回石川町農業委員会総会議事録

1 招集年月日 令和 8 年 2 月 1 9 日(木) 午後 1 時 3 0 分

2 招集場所 石川町役場 3 階 正庁兼議場

3 議案

(1) 議案第 5 号

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

(2) 議案第 6 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について

(3) 議案第 7 号

農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画 (案) に対する意見決定について

(4) 議案第 8 号

荒廃農地に係る非農地判断について

4 出席委員

農業委員 8名

1番	黒崎	佳奈	2番	鈴木	義延	3番	永沼	善恵
4番	岩谷	金良	5番	野内	誠	6番	大串	政一
8番	泉	利夫	9番	根本	常和			

農地利用最適化推進委員 10名

11番	近藤	強	13番	添田	文彦	14番	小針	淳一
15番	渡邊	健一	16番	伊藤良	平次	17番	小豆畑	元
18番	添田	健	19番	円谷	和司	21番	矢内	常男
22番	福田	正三						

5 欠席委員

農業委員 1名

7番 近内 貞夫

農地利用最適化推進委員 2名

12番 佐川 正治 20番 近内 壽夫

6 出席した事務局職員

事務局長 荒木 成輔

農地管理係長 岸浪 正徳

書記 矢内 翔太

議長 本日の農業委員の出席は8名です。
定足数に達しておりますので、只今より第2回石川町農業委員会総会を開きます。
議事録署名人の選出ですが、議長指名でご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
異議ないものと認め、4番 岩谷金良委員、5番 野内 誠委員 を指名いたします。

(1) 議案第5号

農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議長 議事に入ります。
議案第5号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 (朗読説明)
只今、説明しました農地法第3条第1項番号1及び番号2につきましては、農地法第3条第2項の不許可要件に該当していないことを報告いたします。

議長 農地法第3条第1項番号1を調査されました泉利夫委員に報告を求めます。

泉利夫委員 農地法第3条第1項番号1を調査した結果を報告いたします。
調査日は令和8年2月8日、午前9時30分より、譲受人の〇〇〇〇氏と最適化推進員の小豆畑元氏、伊藤良平次氏と、私の4名で、字〇〇〇〇番、字〇〇〇〇番、〇〇〇〇番、〇〇〇〇番、〇〇〇〇番、〇〇〇〇番、〇〇〇〇番、〇〇〇〇番、字〇〇〇〇番、〇〇〇〇番、〇〇〇〇番、〇〇〇〇番の合計13筆で、地目 畑、総面積12,095㎡を調査しました。
場所は、石川町役場から〇〇〇〇線を〇〇〇〇方面に向かい、1km先の信号機を左折し農免道路に入り2km進んだ右手の字〇〇〇〇と字〇〇〇〇及び字〇〇〇〇周辺に位置します。
当該地は、譲受人の姉で譲渡人の妻が相続し、その後、譲渡人へ所有権が移動しましたが、自宅が遠方であることから耕作できず、当該地に近い譲

受人に長年耕作をお願いしていました。

譲渡人は、今後も耕作することが出来ないことから、当該地を無償で贈与することで合意に至りましたので、今回の申請に至りました。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号1について、何かご質問等ございませんか。

（「質問なし」の声あり）

議 長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。
本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議のないものと認め、議案第5号農地法第3条第1項番号1について、承認するものと決定いたします。

議 長 続きまして、農地法第3条第1項番号2を調査されました泉利夫委員に報告を求めます。

泉利夫委員 農地法第3条第1項番号2を調査した結果を報告いたします。

調査日は令和8年2月8日、午前9時より、譲受人の〇〇〇〇氏と農地利用最適化推進員の小豆畑元氏、伊藤良平次氏と、私の4名で、字〇〇〇〇番 地目 田 187㎡を調査しました。

場所は、石川町役場から〇〇〇〇線を〇〇〇〇方面に向かい、1km先の信号機を左折し農免道路に入り500m進み、十字路を字〇〇〇〇方面に右折し、1.5kmほど進んだ〇〇〇〇線の道路沿いに位置します。

当該地は、10年前から譲受人が耕作していましたが、譲渡人は今後も耕作する予定がなく、地域で規模拡大を図っている譲受人に所有権を移動するものです。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号2について、何かご質問等ございませんか。

（「質問なし」の声あり）

議 長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議長 異議のないものと認め、議案第5号農地法第3条第1項番号2について、承認するものと決定いたします。

(2) 議案第6号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議長 次に、議案第6号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 (朗読説明)

只今、説明しました申請地の農地区分につきましては、番号1及び番号2は第2種農地であります。

議長 農地法第5条第1項番号1を調査されました円谷和司委員に報告を求めます。

円谷和司委員 農地法第5条第1項番号1を調査した結果を報告いたします。

調査は令和8年2月9日、午前9時30分より行いました。

出席者は、代理人の〇〇〇〇氏、荒木事務局長、岸浪係長、農地利用最適化推進の近内壽夫氏と私の5名です。

申請地は字〇〇〇〇番 地目 畑 1, 703㎡です。

場所は、〇〇〇〇線を〇〇〇〇方面へ2km行ったところを左折し、さらに100m先右側に位置します。

所有権移転の目的は太陽光発電所の設置です。土地造成工事を行わず、雨水は敷地内で自然浸透を計画しています。近隣の農地に対する影響は少ないと思われま。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 只今報告のありました農地法第5条第1項番号1について、何かご意見等ございませんか。

(「意見なし」の声あり)

議長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議長 異議のないものと認め、議案第6号農地法第5条第1項番号1について、承認するものと決定いたします。

議長 続きまして、農地法第5条第1項番号2を調査されました大串政一委員に報告を求めます。

大串政一委員 農地法第5条第1項番号2を調査した結果を報告いたします。
当案件は、令和7年8月12日に農振除外の折、現地調査を実施していますので今回は現地調査を省略しています。

申請地は、石川町より〇〇〇〇方面へ向かい〇〇〇〇線を〇〇〇〇方面へ向かい〇〇〇〇を右折し約1.0kmほど直進し、〇〇〇〇手前を右折し、約1.0km直進すると、道路左側に〇〇〇〇があります。

字〇〇〇〇番 地目 田 513㎡

字〇〇〇〇番 地目 畑 1,360㎡

字〇〇〇〇番 地目 田 412㎡

字〇〇〇〇番 地目 畑 219㎡ 合計2,504㎡です。

事業計画は、譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇です。

寺院への参拝は以前は徒歩が主流であったが、昭和60年ごろから車社会になり自動車での参拝が大半となりその要望に応えるため、檀家の方々と話し合い、当寺の南側に隣接する住職所有の当該地を確保することが最適であると判断し、駐車場敷地を拡大してきました。

今回、住職個人からの宗教法人への寄付申し出があったことと農業振興地域より外れたことにより、所有権移転の申請に至りました。

現地は、北側が境内地、西側及び南側は町道で、東側は〇〇〇〇所有の山林であるため、周辺農地に支障を及ぼすことはありません。

この案件は顛末書も添付されており問題ありません。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 審議に入る前に、議案第6号農地法第5条第1項 番号2について、〇〇〇〇番 〇〇〇〇委員は、申請者の代理人と同事務所ですので、農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限により、退席を求めます。

《黒崎委員退席》

只今報告のありました農地法第5条第1項番号2について、何かご意見等
ございませんか。

(「意見なし」の声あり)

議 長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。
本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議のないものと認め、議案第6号農地法第5条第1項番号2について、
承認するものと決定いたします。

(3) 議案第7号

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集
積等促進計画(案)に対する意見決定について

議 長 次に、議案第7号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の
規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定についてを
議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 (朗読説明)

こちらにつきましては、福島県農地中間管理機構が地権者から借り受けた
農地を担い手へ貸し付ける際に、町が農用地利用集積等促進計画案を作成
し、農業委員会から意見を聴取することとなっておりますので、総会にて
ご審議をお願いするものでございます。

農用地利用集積等促進計画(案)一覧表をご覧ください。

合計で説明させていただきます。田が7筆、畑が2筆で、19,032㎡で
す。貸し手が2人、借り手が1法人となります。設定する権利につきましては
は、賃借権で、令和8年3月24日から令和18年12月31日までとな
ります。

只今、説明しました計画(案)につきましては、効率的利用要件、農作業常
時従事要件など農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各
要件を満たしているものと考えます。

説明は以上です。

議 長 只今説明のあった農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の

規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について何かご意見等ございませんか。

《「意見なし」の声》

議長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。
本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声》

(4) 議案第8号

荒廃農地に係る非農地判断について

議長 次に、議案第8号荒廃農地に係る非農地判断についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 (朗読説明)

昨年の農地利用状況調査において再生不能と言われる「B分類」と判断されたものについて非農地判断をお願いするものです。

農地・非農地の判断は、農林水産省経営局長通知の「農地法の運用について」の第3(3)ウにおいて、農業委員が実施した農地法第30条第1項に規定する農地の利用状況調査の結果、森林の様相を呈するなど再生利用が困難と判定された農地については、農業委員会総会において農地法第2条第1項に基づく、「農地」に該当しない旨判断することとされております。それでは、スライドを流しますので、後方をご覧ください。

議長 審議に入る前に荒廃農地に係る非農地判断について、一括で審議することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議長 それでは 荒廃農地に係る非農地判断について、何かご質問等がある場合は議案書の番号を述べてから発言されますようお願いいたします。

ご質問等ございませんか。

《「質問なし」の声あり》

議長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。

議案第8号荒廃農地に係る非農地判断について、番号1から番号87を一括して承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議がないものと認め、すべて承認するものと決定いたします。

議 長 以上で本日提案されました議案は、すべて終了いたしました。
これで本日の会議を閉じます。

午後2時10分

この議事録は書記が作成したもので、その内容に相違ないことを証するため署名する。

令和8年2月19日

石川町農業委員会長

議事録署名人

4番

5番
